

生産性向上のための設備投資を支援します！！



富岡町マスコット
キャラクター
「とみっぴー」

富岡町は、「生産性向上特別措置法」に基づき先端設備導入計画を認定します。認定を受けた中小企業・小規模事業者等は下記の支援措置が受けられます。

特に、ものづくり・サービス補助金は**事業再開後の設備投資に活用できる補助金**であり、計画認定を受けると優先採択及び補助率の引上げとなります。

1. 国の補助金の優遇措置

先端設備導入計画の認定を受けた事業者は、下記補助金の優先採択（審査時の加点）等が受けられます。

補助金名	対象者	補助率・金額	補助金概要
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【ものづくり・サービス補助金】	中小企業者 小規模事業者	【一般型】 補助率：2/3以内 （通常1/2以内） 補助上限額：1,000万円	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
小規模事業者持続化補助金【持続化補助金】	小規模事業者	補助率：2/3以内 補助上限額：50万円	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業【サポイン補助金】	中小企業者 小規模事業者 ※2社以上で共同体を構成	補助率：2/3以内 補助上限額：4,500万円	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上IT導入事業【IT補助金】	中小企業者 小規模事業者	補助率：1/2 補助上限額：50万円 補助下限額：15万円	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

2. 金融支援

先端設備等導入計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援があります。

3. 固定資産税の特例措置

富岡町の場合は、福島特措法に基づき全域が企業立地促進区域となっているため、固定資産税が免除となります。ただし、先端設備導入計画の認定とは別に福島特措法の申請が必要となります。